

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 19 号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「おいては、所得税法」の右に「第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」を、「第41条の2」の右に「、第41条の3の2第4項から第6項まで」を加え、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同備考4中「第314条の7及び附則第5条第3項」を「第314条の7第1項（同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改める。

別表第3備考2中「おいては、所得税法」の右に「第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」を、「第41条の2」の右に「、第41条の3の2第4項から第6項まで」を加え、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同備考3中「第314条の7及び附則第5条第3項」を「第314条の7第1項（同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市知的障害者措置費徴収規則の規定は、平成2

1年7月分の知的障害者福祉法第15条の4及び第16条第1項第2号の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）